

分野別 分析表

分類A：不利益取り扱い  
 分類B：合理的配慮の欠如

(浜家連 差別事例アンケート)

分野：④住まいと日常生活

分類区分	分類内容	件数	共通分類		事 例	コメント	対 策
			A	B			
401	他の障害者に適用される公共交通機関の運賃や高速道路利用等の割引が精神障害者にはない。不平等。	12	12	12	・JR、私鉄、航空運賃、有料道路の使用料の割引が身体・知的障害には福祉サービスとして提供されているが、精神障害者にはない。	身体・知的障害と精神障害の福祉サービスに格差があるのは差別である。	監督官庁が民間の運輸業者に対して、公共交通の割引について3障害一元化の徹底を図る努力する義務があることを周知する。
402	障害を理由にアパートへの入居を拒否されるなどの偏見による差別。	13	13	1	・アパートを借りる時、不動産屋さんで精神障害者と云うと物件を紹介してもらえず苦労した。 ・当事者が一人暮らしのために、病気をオープンにして近くの不動産屋でアパートを仮契約したが、最終的に大家の許可がおりず入居できなかった。	精神障害を理由に入居を拒否するのは偏見による差別である。 精神障害者には、地域の中に住まい健常者と共に生活する権利がある。それを拒否するのは権利の侵害である。	監督官庁は、不動産業者、家主に対して障害者の権利や差別解消の主旨を周知させる。 差別を相談し、調停してくれる公的機関の窓口を設ける。
403	近隣住民の反対運動で福祉施設開設を妨害された。偏見による差別。	2	2		・グループホームの開設に際して、近隣住民からの激しい反対運動があった。 ・福祉サービス活動のため、部屋を借りたが周囲の反対で使用の開始が数か月遅れた。そのため役員達が家賃の立替をしなければならなかった。	障害者が、種々の制約の中で生きていくには、グループホームや福祉サービス拠点は必要不可欠のものである。 生活の拠点の設置に反対することは、生きていく権利を侵害するもので偏見による差別である。	障害者の拠点建設は、当然行政の許可が必要であるが、行政は、単に許可するばかりでなく、トラブル発生時のフォローも行うべきである。 アフターケアをキッチリと。
404	キチガイ、クルクルパーなどの言動による人権侵害。偏見による差別。	4		4	・「あそこの息子はキチガイだ」と近所の人が言う。 ・当事者や家族のいない所で「クルクルパー」の手つきをして侮辱するところを見た。 ・「迷惑だ、疫病神」などと言われた。	障害者の人間としての人格を愚弄する言動は人権を侵害するものであり、偏見による差別である。	行政は、個人の人格は犯すべからざるものであり、蔑みは偏見で差別であることを、あらゆる場、手段を通して教育・啓発すべきである。
405	イヤミ、さげすみ、皮肉な言動、無視等、他人から差別的対応をされた。偏見による差別。善意による差別もある。	21	21	2	・障害を持って生まれてきた人に対し、「あいう子は生まれてこない方が良かった。」と言う。 ・美容院で、ハサミを扱っているので精神科に通っている方はお断りしますと言われた。 ・あるホテル行った時、そこで働いている女性が当事者を見て、さげすむような薄笑いをした。	商業施設・事業者等による精神障害者への差別的言動は、多くは精神障害に対する誤解や偏見、無理解による差別である。	行政は、個人の人格は犯すべからざるものであり、蔑みは偏見で差別であることを、あらゆる場、手段を通して教育・啓発すべきである。 公の場での差別について、相談し調停する公的機関の窓口を設けること。
406	交通機関を利用するとき、福祉パスや障害者手帳を提示すると嫌な顔をされる。偏見による差別。	5	5	4	・交通割引福祉パスを見せると露骨に嫌な顔をするバスの運転手がいる。	福祉パス利用は権利であり、言葉に出さなくても嫌悪の態度で接するのは、偏見による差別である。	行政は、業務中の蔑みの態度は偏見で差別であることを、あらゆる場、手段を通して教育・啓発すべきである。 公の交通機関等の職員の差別について、相談し調停する公的機関の窓口を設けること。

区分	分類内容	件数	A	B	事 例	コメント	対 策
407	身内、親族から「親戚中のお荷物」などの蔑みの発言を受けたり、無視されたりする。偏見による差別。	6	6	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>身内、親戚から「身内に精神病がいると結婚や就職の妨げになる」「親類中のお荷物だ」と言われる。</li> <li>結婚も仕事もしていないと親戚から白い目で見られる。</li> </ul>	親戚やさらには家族にも、障害に関する誤解や知識不足が見られ、結果的に人格を無視した言動で精神障害者に対する差別となっている。	精神障害に対する身内の無理解や根強い偏見は歴史的に形成されてきたもので容易には無くならない。行政をはじめ、支援者、当事者、家族が連携した根気強い教育・啓発活動が必要である。
408	障害者が住んでいることに近隣住民の不満がある。親亡き後に地域の中で生活していけるか不安。偏見による差別。	3	3		<ul style="list-style-type: none"> <li>親亡き後、当事者在住への近隣住民に対する対応が不安である。</li> </ul>	精神障害に無理解な近隣住民の中で親子が孤立し、親亡き後に障害者が一人で地域で安心して暮らしていけそうもないと感じている。一概に差別とは断定できないかもしれないが、障害者とその家族の孤立は差別に通じる。	障害者と家族が地域で孤立せず、障害者が親の死後も安心して暮らせるような個別対応の訪問型支援施策を実施すべきである。また障害者の自立生活の支援施策を強化すべきである。
409	民生委員が精神障害者のことを近隣に伝える。個人情報守秘義務違反であり、無理解、偏見による差別。	1	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>守秘義務のある民生委員が「あの人は知られたくない病気なのよ」など云っているのを聞いた。</li> </ul>	ただでさえ誤解や無理解から差別を受けがちな精神障害者の個人情報をオープンにすることは、世間の差別意識を助長することになる。無意識の差別と想像できる。	民生委員に対する研修・啓発活動を強化する。
410	施設利用の障害者減免の広報が不十分なため、知らずに通常料金で利用した。自治体の不作為で不利益を受けた。	1	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者減免が可か否か各企業や自治体のホームページに必ず掲載するようにしてほしい。減免があるのを知らずに通常料金で利用したことがたびたび有る。</li> </ul>	精神障害者は聴覚・視覚障害者と同様に情報を保障されにくい。障害者に施設利用の減免の情報伝達がされないのは合理的配慮の欠如である。	障害者の施設利用の補助や減免等の情報は、障害者の立場に立って情報を保障する手段で広報すべきである。
411	引きこもり状態への支援施策が不十分なため、社会に繋がれない。福祉施策の不備である。	1		1	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護を受けられるようになったが、今の家から外に出られない。（当事者が引きこもり状態で、引越しを拒否）</li> </ul>	精神障害者が引きこもりから立ち直ることを家族だけに任せるのは福祉施策の不足である。	引きこもりの人を、自立へ向けて支援する、訪問型の個別支援施策の実行が必要である。
412	非常時の障害者への対応が不十分で、危険なこともある。合理的配慮の欠如である。	2		2	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等で放送が聞こえない聴覚障害者がいる。</li> <li>大変な時、に行政の窓口になかなかつながらなくて、心配になってしまう。</li> </ul>	事故や災害時などに必要な情報が障害者に提供されないのは合理的配慮の欠如である。	行政は、緊急時に、障害特性に対応した情報を保障する事業を整備する必要がある。
499	差別とは断定できない。	3			<ul style="list-style-type: none"> <li>公園で遊ぶ幼児と母親、家庭内で家族がテレビに向かって応援する歓声や大声声がしんどくなる程、辛かった。</li> <li>障害（精神）のある人が優先席に座っていて、年配の杖を持った人が強引に席をゆずるよう話した折、その障害者はどなり始め、泣き出した。</li> </ul>	障害当事者の少々異常な言動でも、受け入れてくれる社会とすべきであるが。	
	合計	74	64	31			